

**記載例**

※届書には戸籍の記載とおりに丁寧に記入してください。  
 ※消えるボールペンで書かないでください。  
 ※間違えて記入した場合は、二重線で消して訂正してください。

記入についてご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。  
**電話番号:0544(22)1135 富士宮市役所 市民課 記録係 直通**

離婚届と同時に市内に住所変更等をする場合は 新住所を記入してください。  
 ※住所変更は、時間外窓口では受付することができません。

※協議離婚の場合は証人（18歳以上）が2人必要です。  
 必ず証人本人が全ての欄を記入してください。

(2) 本籍が富士宮市でない場合、届出時に戸籍謄本を提出していただきます。  
 事前にご準備をお願いいたします。

養父母がいる場合こちらに記入してください。

裁判所に行かずに夫妻2人の話し合いで成立した離婚の場合は“協議離婚”になります。

「同上」「~と同じ」など記載の省略はしないでください。

令和 4 年 4 月 1 日 届出

静岡県 富士宮市 長 殿

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知
------	------	------	-----	-----	-----	-----

（よ み か た） 夫 ふじのみや たろう 妻 ふじのみや はなこ

氏 名 富士宮 太郎 富士宮 花子

生 年 月 日 昭和63年12月12日 平成3年3月3日

住 所 静岡県富士宮市元城町1番1号 静岡県富士宮市長貫1131番地の6  
 富士宮ハイツ223 芝川ハイツ201

世帯主の氏名 富士宮 太郎 富士宮 花子

本 籍 静岡県富士宮市弓沢町150 (番地) 番

筆頭者の氏名 富士宮 太郎

父母及び養父母の氏名  
 夫の父 富士宮 一郎 続き柄 長男 妻の父 芝川 次朗 続き柄 長女  
 母 咲夜 松子 母 竹子

養父 咲夜 富士夫 続き柄 養子 養母 続き柄 養子

離婚の種類  
 協議離婚  和解  調停  請求の認諾  審判  判決

婚姻前の氏名  
 夫は ①  もとの戸籍にもどる  ②  新しい戸籍をつくる  妻は

もどる者の本籍 静岡県富士宮市長貫1131 (番地) 番 筆頭者の氏名 芝川 次朗

未成年の子の氏名  
 夫が親権を行う子 富士宮 三郎、富士宮 春子 妻が親権を行う子

同居の期間 平成20年6月から 令和元年5月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)

別居する前の住 所 静岡県富士宮市元城町1 (番地) 番 (1) 号

別居する前の世帯のおもな仕事と  
 1. 農業だけまたは農業その他の仕事を持っている世帯  
 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯  
 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は除く)  
 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は除く)  
 5. 1から  
 6. 仕事を

夫妻の職業 夫の職業

届出人署名 夫 富士宮 太郎 印 妻 富士宮 花子 印

署名は本人が婚姻中の名字で必ず自署してください

婚姻前の名字にもどりたい場合のみ、名字が変わる本人がこちらを記入してください。  
 ①婚姻前の戸籍にもどりたい場合→”もとの戸籍にもどる”に✓、もどりたい戸籍の本籍・筆頭者氏名を記入  
 ②新しい戸籍をつくりたい場合→”新しい戸籍をつくる”に✓、戸籍をおきたい地番を記入し筆頭者氏名に婚姻前の名字で自身の氏名を記入

未成年の子どもがいる場合は、(5)欄に未成年の子の氏名を必ずご記入ください。  
 また、面会交流・養育費の取り決めについても✓をしてください。

昼間に連絡のとれる夫妻の電話番号を記入してください。  
 書類に不備があった場合、連絡することがあります。

連絡先 電話夫0544(22)1135  
 妻0544(22)1111

離婚後も引き続き婚姻中の名字を名乗り続けたい方は、追加書類が必要になります。  
**裏面も忘れずにご確認ください。**

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)

署 名 (※押印は任意)	静岡 五郎 印	芝川 梅子 印
生 年 月 日	昭和60年7月7日	平成15年1月1日
住 所	静岡県富士宮市長貫1131番地の6	静岡県富士市中央町二丁目7番7号
本 籍	静岡県富士宮市長貫1131 (番地) 番 6	静岡県富士市中央町二丁目7 (番地) 番

面会交流について取決めをしている。  
 まだ決めていない。

面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
 養育費の分担について取決めをしている。  
 まだ決めていない。

養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等に関するパンフレットにも掲載しています。

Q 法務省 離婚

法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。  
 【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp